

当ディスクロージャー分析レポートでは、当ディスクロージャー分析レポートでは、2021年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書(以下、有報)から適用される「監査上の主要な検討事項」に関し、2020年時点における、記載状況の分析を実施した。

監査上の主要な検討事項(Key Audit Matters、以下KAM)とは、監査人が当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項である。これは、2018年7月の「監査基準の改訂に関する意見書」により、2021年3月決算に係る財務諸表の監査から強制適用される。中でも、東証一部上場企業には早期適用が期待されており、その後も日本公認会計士協会や監査役協会などから、Q&Aなどの実務集が発表されている。

KAMの導入は、2011年のオリンパス事件、2015年の東芝事件に代表される不正会計事案を契機として、2016年に金融庁に部会が設置され、監査プロセスの透明性を向上すべき旨が提言されたことや、国際監査基準との平衡をあわせたことによる。

KAMに期待される効果としては、監査プロセスの透明性が向上することにより、①監査人の監査報告書の情報価値が高まり、監査の信頼性向上に資すること、②財務諸表利用者の理解が深まり、経営者との対話が促進されること、③監査人と監査役等、経営者との議論の充実により、ガバナンスの強化・リスク認識の共有化につながること、などが挙げられる。

当レポートでは、2020年8月末時点で提出されている有報のうち、「監査上の主要な検討事項」でキーワード検索を行い、早期適用を行っている企業の記載項目や、【コーポレート・ガバナンスの状況等】(以下、ガバナンス状況)における記載状況の調査を行った。調査に当たっては、X-Searchを利用している。

まず、KAMを早期適用している企業は48社であり、その他、ガバナンス状況において言及していた企業が50社(そのうち実際にKAMを記載している企業は10社)で、延べ88社の企業がKAMに言及していた。

ガバナンス状況における記載は、2019年1月の「企業内容等の開示に関する内閣府令の改正」の「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み」の監査役会等の活動状況の記載により、言及がなされているものと想定される。ただし、ガバナンス状況において言及していた企業の多くは、「監査役等の主な活動」などの箇所で、KAMについて検討を行ったなど、ひとこと言及しているのみで、実際の検討過程などを想起させる記載は殆ど見られなかった。その中でも監査役等と監査人の打ち合わせ回数を記載している企業や、綿半ホールディングス(株)は、KAMの決定プロセスを開示していた。

次に、早期適用企業48社の担当監査人、業種を示したのが【表1】と【表2】である。監査人はやはり監査工数がかげられる大手監査法人が多く、業種は銀行業が多いことが分かる。記載個数は連結単体の監査報告書あわせて延べ152個のKAMが記載されており、1社あたりの記載個数の平均は3.2個であった。

【表1：担当監査人(n;48)】

監査人	社数
EY新日本	15
あずさ	13
トーマツ	12
PwCあらた	4
その他	4

【表2：早期適用の業種(4社以上の業種のみ)】

業種	社数
銀行業	6
電気機器	5
不動産業	4
証券、先物取引	4

【表3：KAMの類型化(便宜的に10社以上で挙げられている項目のみ)】

	項目	企業数(注1)	備考
1	資産評価(含む公正価値評価)	20(2)	IFRS適用企業が多く、ほぼ連結の監査報告書での記載
2	引当金、偶発債務等	20(7)	金融業は債権にかかる貸倒引当金の記述が多い
3	有形無形資産等の減損	19(5)	
4	企業結合、のれん評価(1除く)	15(0)	ほぼ連結の監査報告書での記載
5	子会社株式等の評価(1除く)	15(0)	全て単体の監査報告書における記載
6	収益認識	11(7)	その他にも収益計上に係るITシステムの信頼性を挙げている企業もあり

(注1)括弧内の企業数は、連結・単体双方の監査報告書に記載がある企業を示す。

(注2)〇〇引当金、△△引当金など2項目以上掲げている企業もあるが、それらも1社としてカウントしている。

続いて、実際にどのような項目が記載されているのかを調査したのが【表3】である。ここから分かるように、販売用不動産や無形資産、デリバティブといった資産価値の評価を挙げている企業がトップに上がり、続いて固定資産等の減損、銀行業等に多く見られた貸倒引当金を中心とした引当金、企業結合時の会計処理の順で続いた。また、5の子会社株式等の評価は全て単体の監査報告書において挙げられていた項目であった。資産評価を挙げている企業の多くはIFRS適用企業であり、ほとんどが連結の監査報告書において記載がなされていた。以下が調査結果のサマリーである。

重要と判断した根拠については、「◇(勘定科目)は総資産の□%を占め金額的重要性が高い」「複雑である」「見積りに経営者の判断が伴い不確実性が高い」などの表現が多く見られた。その中でも(株)AOKIホールディングスは、潜在的影響額、発生可能性の観点から、監査人と監査役がコミュニケーションを行った過程が示されている。

【事例：(株)AOKIホールディングス】執筆者一部加工

当監査法人は、連結財務諸表における潜在的な重要な虚偽表示リスク及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響等のうち、主に下表の項目について監査役とコミュニケーションを行った。これらの中から、A、B及びCを連結財務諸表監査における監査上の主要な検討事項として選定した。

監査役とコミュニケーションを行った潜在的な重要な虚偽表示リスク及び当連結会計年度に発生した重要な事象が監査に与える影響	潜在的影響額 (*3,4)	発生可能性 (*3,4)
A 新型コロナウイルス感染症拡大による影響 (*1)	高	高
B ファッション事業における減損会計の適用 (*2)	高 ↑	高 ↑
C エンターテインメント事業における減損会計の適用 (*2)	高 ↑	高 ↑
D ファッション事業における棚卸資産の評価	中 →	中 ↑
E アニヴェルセル・プライダル事業における減損会計の適用	低 →	中 ↑
F 繰延税金資産の回収可能性	中 →	低 ↑
G 資産除去債務の計上	低 →	低 ↓
H 経営者による内部統制の無効化リスク (*2)	高 →	低 →
I 収益認識に係るリスク	高 →	低 →
J 不動産賃貸事業に係る表示方法の変更 (*1)	低	中
K セグメント情報の変更 (*1)	低	中

\*1：当連結会計年度に新たに監査役とコミュニケーションを行った項目

\*2：特別な検討を必要とするリスクに該当する項目

\*3：上表における「高」「中」「低」は、当連結会計年度の監査において各項目の重要性を相対的に判断した結果として記載している。

\*4：上表の矢印は、監査人によるリスク評価の程度に関する前連結会計年度からの推移を表しており、利用者にとってより有用な情報となるよう「高」「中」「低」内で変動があった場合にも記載している。したがって、必ずしも「高」「中」「低」そのものの変動（「中」から「高」への変動等）を示すものではない。

KAMの記載は、定型的文言で有用性がない、ブラックボックスといわれる監査報告書に信頼性を持たせ、情報開示の充実により建設的対話を企図するものである。

今後の導入に当たっては、監査人・監査役等で複数回協議を重ね、場合により未公表情報を含めるか否かの判断の場合には、経営者ともコミュニケーションをとる必要がある。特に本年は新型コロナウイルスへの対応で不確実性が増している状況の中、将来損益の予測、事業ポートフォリオ構成の見直し、見積りにおける仮定の置き方など、より一層判断に苦慮する状況が予想される。加えて、株主との対話の最大の機会である株主総会に先立って、日本では会社法上の監査報告書が発行されているが、そこにKAMを任意記載するかどうかは、株主総会前の監査情報の早期提供という観点で極めて重要性が高いと考えられる(会社法上の監査報告書でKAMを記載した企業は、(株)三菱UFJフィナンシャルグループの1社のみ)。会社法上の監査報告書にKAMを記載する場合には、総務・経理など部門の垣根を超えた連携が必要であろう。

2019年より適用されている記述情報開示の充実化の流れは、2019年の政策保有株式・報酬記載の充実化、2020年の経営方針等・リスク・MD&A、2021年のKAMをもってひと段落する。しかし、ひな型開示の枠を超え、真に有報が投資判断を行うための情報として有用なものになるためには、経理・総務といった部門の垣根を超え、統合思考をもって開示を行っていく姿勢が重要であろう。そうした情報開示への積極姿勢が企業としてガバナンスの有効性を示すことにもつながり、持続的な企業価値向上につながっていくのではないだろうか。